「憲法改正国民投票法案」に対する併合修正案の概要

第一 国民投票の対象

- 一 与党案原案どおり、憲法改正国民投票に限定する。
- 二 憲法改正問題についての国民投票制度については、附則において、「速やかに、その意義及び必要性の有無について、検討を加え、必要な措置を講ずる」旨定める。

第二 投票権者の年齢

- 本則においては「18歳以上」とする。
- 二 附則において「この法律が施行されるまで(3年後)の間に、公職選挙法、民法等の関連法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」との規定を置くとともに、「当該法制上の措置が講ぜられ、18歳以上 20歳未満の者が国政選挙に参加できるまでの間は、投票権年齢についても『20歳以上』とする」旨定める。(なお、関連法令において 18歳への引下げが必要かどうかは、それぞれの法令の趣旨を踏まえた個別の検討を行った上で判断されることとなる。)

第三 投票用紙への賛否の記載方法と「過半数」の意義

- ー × 自書式ではなく、あらかじめ投票用紙に記された賛成・反対の文字を で囲むことにし、二重線等 で消したものも有効とするなど無効票をできるだけ少なくする方式に変更する。
- 二 白票等は「無効」とし、「過半数」の分母となる「投票総数」に算入しない。

第四 国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲

在職中の国民投票運動が禁止される特定公務員は、選管職員等のみとする。

第五 公務員等・教育者の国民投票運動の制限

- 一 公務員等·教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定については、要件を明確にした上で存置するが、罰則は設けない。(なお、公務員の悪質な国民投票運動については、公務員法制上の「信用失墜行為」等の懲戒事由に該当する。)
- 二 公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法、地方公務員法等の規定については、附則において、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」旨定める。

第六 「組織的多数人買収・利害誘導罪」の要件

明確な勧誘行為の明記等、その適用要件を限定した上で、存置する。

第七 国民投票における周知広報

- 一 国民投票公報には、客観的かつ中立的な憲法改正案·要旨·憲法改正案に係る新旧対照表その他参考と なるべき事項に関する分かりやすい説明及び賛成意見·反対意見を掲載する。
- 二説明会の開催の規定は削除する。
- 三 テレビや新聞等における無料広報枠においても、憲法改正案の内容に関する客観的かつ中立的な広報枠を設けるとともに、その残余の部分については、賛成意見・反対意見を「公正かつ平等」に扱うものとする(= 国民投票公報における賛否の扱いと同様)。

第八 国民投票放送に対する留意及び制限

- 一 一般放送事業者等は、国民投票に関する放送については、放送法第3条の2第1項の規定(政治的公平など)の趣旨に留意するものとする。
- 二 テレビ等の有料意見広告(スポットCM)については、投票期日前2週間は禁止する。

第九 憲法審査会の憲法改正原案の審査権限の凍結等

- 一 国民投票本体の施行期日は、公布の日から3年を経過した日とする。
- 二 施行されるまでの間は、憲法審査会は「調査」に専念し、憲法改正原案の提出·審査を行わない旨を確認する規定を設ける。